Korean program

慶北達城
仝　金泉
忠南大田　五郡ノ舊慣調査報告書
忠北清州
仝　忠州

[illegible]

大正十二年八月二十二日本院ノ出張命令ヲ
被レテ慶尚北道達城金泉両郡忠清南道大
田郡忠清北道清州忠州両郡並ヒニ五郡ニ出張
シテ指定シタル問題通リ調査ヲ終リテ本年九
月四日復命ス

參議 鄭丙朝

朝鮮總督府中樞院

大正八年八月二十五日慶尚北道達城郡舊慣調査記

郡技手 呉吉洙

應問人 郡雇員 朴基榮

嘉昌面長 文鳳準

調査事項

一 小作制度ニ関スル事項

一 小作設定ノ方法

(イ) 小作人ト地主トノ間ニハ契約ヲ締結スルヤ

答 小作人ト地主トノ間ニ契約ヲ締結スルコトアリ

(ロ) 書面カ口頭カ書面ナラバ其ノ写

答 前紙契約書ノ通リトス 但十年以前ハ口頭契約ノミアリ

(ハ) 契約ノ内容、期限ノ有無

答 契約ノ内容ハ契約書ニ記載シ期限ハ契約書ニ記載シテモ普通三ケ年ニシテ乃至五ケ年ニナルコトモアリ但十年以前ハ期限ヲ定メルコトナシ

(二) 地主ハ随意ニ契約ヲ解除スルコトヲ得ルヤ

答 地主ハ随意ニ解約スルコト得ス但違約スルトキハ之ノ限リニアラサルモノナリ

(ホ) 小作人ノ死亡ノ場合ハ小作権ヲ相続スルヤ

答 小作人ノ死亡ノ場合ハ小作権ヲ相続スルモ事業無力ナキモノハ相続セサルモノトス

二 小作料ノ割合如何賭租ノ場合ト并作及執賭ノ場合トニヨリ其額ヲ異ニスルヤ又一毛作ノ場合ト二毛作トニ因リ其ノ額ヲ異ニセサルヤ

答 小作料ノ分配方法左ノ如シ

		最高	最低	普通
畓	賭租	六割七分	四割七分	五割七分
	並作	—	—	五割
	執穂	六割五分	四割五分	五割五分
田	賭租	五割五分	三割五分	四割五分
	并作	—	—	五割
	執穂	—	—	—

一毛作モ二毛作モ右ノ通リナルモ畓ノ裏作ノ麦ヲモ折半スルモノアリ

三租税及水税ハ何人カ之ヲ負担スルヤ特約ニ依リ其ノ負担者ヲ定ムルヲ普通トスルヤ或ハ否ラサルヤ特約ナキ場合ニ何人カ之ヲ負担スル慣習ナリヤ小作ノ種類ニ依リ其ノ負担

者ヲ異ニセサルカ

答 租税ハ普通小作人負担トナルモ皆ノ裏作ノ麦及水稲ノ
藁ヲ折半ノ場合ハ地主負担トス
水税ハ地主小作人共同ナルモ地主ハ金銭小作人ハ労力負
担トシ其ノ割合七ト三トス

四 種子及肥料ハ何人カ之ヲ負担スルヤ特約ニ依リ負担者
ヲ定ムルヲ普通トスルカ或ハ否ラサルカ小作ノ種類ニヨリ異
ラサルカ

答 種子及肥料ハ普通小作人ノ負担トス

五 藁ハ小作人ニ於テ全部取得スル慣習アリヤ或ハ地主ト小
作人ト折半スルヤ賭租ノ場合ト並作及執賭ノ場合トニヨリ
異ナルコトナキヤ

答 葉ハ普通小作人ノ獨力ナルモ租税地主負担ノ場合ハ折半スルモノトス

六 小作料ハ地主ノ住所ニ於テ之ヲ支拂フ慣習ナリヤ或ハ其ノ住所ノ遠近ニ因リ異ルヤ慣習上定マリタルモノアリヤ地主ノ住所カ遠隔地ニアルトキハ如何ナル方法ニ依リ之ヲ支拂フヤ特ニ其ノ運搬費ハ何人カ之ヲ負担スル慣習ナリヤ

答 小作料ノ納付ハ地主ノ指定場所即チ自宅若クハ倉庫ニシテ大略三里以内トス

運搬費ハ一日往復出来得ル場所ナル時ハ小作人負担ニ一日往復出来得ザル場所ニシテ一日以上要スル時ハ一日ノミ控除シ其ノ他ハ全部地主負担トス

七舎音アル場合ニ於テ之ニ對スル報酬ハ何人カ之ヲ負担スル慣習ナリヤ又其ノ額如何

答舎音ノ報酬ハ小作料ノ検査并ニ性納手数料トシテ小作人ヨリ一筆地ニ付平均籾五升（韓一斗）ヲ徴収シテ日ニ計量使人ニ一斗ノ報酬ヲ支給シ其他ハ全部舎音ノ収得トス

八内地人地主ト朝鮮人小作人又ハ内地人小作人トノ間ニ従来慣習ハ異ナル小作方法アラバ其ノ詳細

答之ノ問題ニ該当スルモノナシ

九其他小作ニ関スル事項

答其他小作ニ関スル事項ナシ

二入會權ニ關スル事項

一従来ノ入會慣行一定ノ地域ニ住スル住民ニ限リ一定ノ山林又ハ原野ニ於テ共同シテ採薪、採草又ハ共牧ヲ為スモノヲ云フ）ノアリシ土地ハ國有地又ハ部落有地ニ限リシヤ一個人ノ所有地ニ於テハ此ノ慣行ナカリシカ

答入會慣行ハ國有地及部落有地ニ種々リ併最近ニ於テハ一個人ノ所有地ニモナキコトアリシモ林野調査令ニ依ル查定公示前ニハ個人ノ縁故地ト認メテ従来ヨリ採薪、採草シタノガ林野調査ノ結果縁故者ノ所有ト認メラレ今ニ於テハ多少紛争ヲ惹起シタコトアリ雖トモ矢張従来ノ例ニ依リテ慣行權ヲ行使シテ居ルモノナリ

二入會ニハ如何ナル種類ノモノアリヤ例ヘハ地役ノ性質ヲ有

二 スルモノ（他人ノ所有地ニ於テ共同収益スルモノ）共有ノ性質ヲ有スルモノ（部落ノ所有山ニ於テ其ノ部落ノ住民カ共同収益スルモノ）ノミナルカ其他ノ性質ヲ有スルモノナキヤ

答 他人ノ所有地ニ於テ共同収益スルモノト部落ノ共有ニ於テ其部落住民カ共同採集スルモノノミアリ

三 部落所有山野ニ於ケル入会ハ其ノ部落ノ住民ノミニテ之ヲ為スヤ或ハ所有部落ニ非サル他部落ノ住民カ所有部落住民ト共ニ入会スル慣行ナキカ若シ此ノ慣行アリトセハ所有部落ニ非サル部落ノ住民ハ所有部落ニ対シ代価ヲ支払ヒテ之ヲ為スヤ或ハ無償ニテ之ヲ為スヤ代価ヲ支払フ場合ニ於テハ其名称如何

答 部落ノ所有者カ他人ノ所有者カ入会権アル所ハ其ノ部落ノ住

民ノミ権利行使シテ其外ハナカルモノナリ

四 所有者部内ニ非サル部落ノ住民カ他部落有ノ山野ニ於テ入会権ヲ取得セシ原因如何例ヘハ契約ニ依リ之ヲ取得セシヤ或ハ永年ノ慣行ニ因リ自然ニ認メラレタルモノナリヤ（契約書アルトキハ之ヲ謄写スヘシ上）又国有山林ニ於テハ入会慣行ノ取得ノ原因如何

所有者部落ニ非サル部落住民カ他部落ニ入会スル権ヲ有スル者アルモノナシ惟国有山野ニハ古来ノ慣習ニ依リテ不要ナ面積ヲナシテ引続慣行権アルモノニシテ別ニ契約書ニ依リテ慣行権ヲ行使ス

五 入会者等カ入会地ニ於テ行使スヘキ権利ノ範囲（例ヘハ入会者ハ其ノ山林又ハ原野ニ於テハ主産物タル樹木ヲ採取

スルコトヲ得ヘキカ或ハ其ノ副産物タル柴草及落葉ヲ採取シ得ルニ過キサルカ如何

答 其権利ノ範囲ハ葉鎗木（不良成雑木）下草（雑草）落葉藁草等ノミ採集スルモノトス

六 数部落ノ住民カ入会スル場合ハ如何ナル其権利ヲ行使スルヤ例ヘハ各部落ニ於テ毎ニ区域ヲ定メテ収益スルカ又期日ヲ定メテ同時ニ収益スルカ場合ニヨリ異ルトキハ其ノ詳細

答 春期緑肥代用トシテ潤葉樹萌芽採集スル時ハ関係部落民ノ申合ニ依リテ期日ヲ定メテ採集シ冬期燃料ノ採集ハ随時山ニ入リテ採集スルモノトス

七 部落ニ住スルモノハ何人ニテモ入会ニテ山野ニ入リ収益スルコトヲ得ルヤ

答 其郡府ニ居住スルニ於テハ何人トモ収益スルコト出来ルモノ
ト云

八 入会権ハ郡府ニ属スル権利ナリヤ或ハ郡府民全体ニ於テ之ヲ総有スルモノナリヤ或ハ郡府ノ住民タル各個人ニ属スル権利ナリヤ

若シ郡府住民ニ於テ之ヲ総有スルモノナリトセハ各個人ハ其持分ノ分割ヲ請求スルコトヲ得ルヤ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ルヤ

答 入会権ハ郡府ニ属スルモノニシテ各個人トシテ持分ノ分割ヲ請求シ又譲渡シ又担保ニ供スルコトハ能ハサルモノトス

九 郡府ニ入住シタル者ハ何等代価ヲ支払フコトナク当然其ノ利益ヲ享受スルヤ其ノ郡府ヲ去リタル場合ハ如何

答　何等代価ヲ支払フコトハナシ雖トモ其部落ニ入住スルモノハ
酒肴ヲ以テ洞民ニ提供シタルコトアルモノトス
又其部落ヲ去ル時ハ其権利ハ移転スル固ヨリ消滅スルモ
ノナリ

十　入会者ノ権利ハ現時ニ於テハ如何ナル状態ニ在リヤ殊ニ
国有山林ニ入会セル場合ニ於テ其山林カ一個人ニ貸付セ
シタル場合ニハ貸付ヲ受ケタルモノト入会者トノ関係如何

答　国有山林ニ入会スル場合ニ於テ其山林カ一個人ニ貸付セシタ
場合ハ貸付ノ条件明示スル處ニ依リテ造林上支障ナキ
限リハ従来ノ通リノ入会権ヲ行使スルモノトス

十一　入会ノ慣例ニ関スル記録ヲ謄写ノコト

答　何等記録ノ存スルモノハナシ

三）保証ニ関スル事項

一 本人ニ非サレハ履行スルコトヲ得サル債務ヲ保証スルコトアリヤ例ヘハ技術者カ負担セル技術提供ニ干スル債務ハ保管人カ其ノ保管物ヲ引渡スヘキ債務ヲ保証スルカ如シ（身元保証モ之ニ属ス）

右ノ場合ニ於テ若シ第三者カ之ヲ保証スルコトヲ得ヘシトセハ其ノ保証ハ主タル債務ノ保証ニ非スシテ債務者ノ不履行ニ因テ生スル損害賠償債務ヲ保証シタルモノト視ルヘキモノナリヤ慣習上ノ観念如何

答 主タル債務ヲ保証スルノミニアラス債務者不履行ニ因リ生スル損害賠償債務ヲ保証スルノ習慣ナリ

二 将来発生スヘキ債務モ亦之ヲ保証スルコトアリヤ 将来発

生スヘキ債務ノ保証ハ所謂信用保証ニシテ銀行取引ニ於テ頻繁ニ生スル所ナリ

本ノ場合ニ於テ若シ第三者カ之ヲ保証シ得ヘシトセハ如何ナル方法ニ依リテ之ヲ為スヤ例ヘハ一定ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ生セル債務ニ対シテノミ保証ヲ為スヤ或ハ期間ヲ定メスシテ之ヲ為スヤ或ハ将来発生スヘキ債務ニ付一定ノ範囲（保証ヲ為ス債務ノ最高額ヲ定メテ之ヲ限定トシテ保証スルコト）ヲ定メテ之ヲ限度トシテ保証ヲ為スヲ普通トスルヤ

保証人カ何等ノ条件ヲ付セスシテ将来ノ債務ヲ保証シタル場合ハ保証人ハ無限ニ責任ヲ負フヘキモノナリヤ

或ハ保証人ノ責任ニ付テ慣習上定マレルモノアリヤ

答　此ノ問題ニ対シテ多クナカラ場合ニハ何等ノ条件ヲ附セスシテ将来発生スヘキ債務ヲ保証シ一定ノ期間ヲ定ムルコトモナシ又無限ナル責任ヲ負フ慣習モナシ

三　保証契約ハ債権者ト保証人トノ同意ノミニヨリテ成立スルヤ或ハ債務者ノ同意ヲ要スルヤ債務者ノ意思ニ反シテ保証ヲ為スコトヲ得ルヤ

答　債権者ハ但保証人ノ程度ヲ調査シ債務者ト保証人トノ同意ニ依リ債務者ノ意思ニ反スル保証契約ハ成立セサルモノナリ

四　保証債務ノ範囲如何

例ヘハ保証人ニ於テ負担スル債務ハ主タル債務ノ元本

及利息ナリヤ或ハ右ノ外違約金損害賠償其ノ他総テ其
ノ債務ニ従タル債務ヲ包含スルヤ
（保証債務ノ範囲ニ付特約アル場合其ノ特約ニ依ルヘキコ
ト勿論ナルモ右ノ特約ナキ場合ニ付テナリ）

答　主タル債務ノ外違約金損害賠償其ノ他総テノ債務ヲ
包含スルモノナリ

五　保証人ノ資格如何

例ヘハ保証人ハ能力者ナルコトヲ要スルヤ　無能力者（限
定無能力者ヲ含ム）ハ絶対ニ保証人タルコトヲ得サルヤ　保証人
ハ弁済ノ資力ヲ有スルコトヲ要スルヤ　又保証人ノ住所ニ
付民慣習上定マリタル制限ナキヤ

若シ保証人タルニハ弁済ノ資力アルコト及一定ノ地域ニ住

スルコトヲ要ストセハ保証人カ辨済ノ資力ナキニ至リタル
場合又ハ管轄地外ニ移住シタルトキハ債権者ハ債務者
ニ対シ保証人ノ変更ヲ請求スルコトヲ得ルヤ債権者カ
保証人ヲ指定シタル場合ト否トニ因リ異ナル所アルカ

答 保証人ハ勿論能力アル者ト資力アル者タルヲ要シ保証人ノ住所
ハ勿論債務者ノ附近ニ居ル人タルヲ要シ若シ保証人カ住所ヲ
変更シ資力モナクナル時債権者カ債務者ニ対シ保証人
ノ変更ヲ請求スルコトハ債務者ヨリ反抗スルコトヲ得サルモノナリ

六 取消シ得ヘキ債務ヲ保証シタル場合ニ於テ其ノ債務カ取消
サレタルトキハ保証債務モ之ニ因リ当然消滅スルヤ例ヘハ無
能力者カ其ノ保護者ノ同意ヲ得スシテ借入シタル金銭債
務ヲ保証シタル場合ノ如シ

右ノ場合ニ於テ保証人カ保証契約ヲ為ス場合其ノ取消ノ原因アルコトヲ知リテ之ヲ為シタル場合ト否ラサル場合トニ因リ異ル所ナキヤ

答 保証契約ヲ為ス場合其ノ取消原因ヲ知ラサル場合ニ限リ保証債務モ消滅ス

七 保証ヲ為シタル債務カ其ノ発生原因タル行為ニ不法アリテ無効ナリタルトキハ保証債務モ亦無効ナルヤ例ヘハ子カ父ノ家屋ヲ盗用シテ借入レタル金銭債務ヲ保証シタル場合ノ如シ

右ノ場合ニ於テ保証人カ其ノ事情ヲ知リテ之ヲ為シタル場合ニ否ラサル場合トニ因リ異ル所ナキヤ

答 主タル債務カ無効ナル場合ハ当来保証債務ハ従タル債

務ナルヲ以テ當然消滅ニ歸スヘキモノナルモ保証人カ其ノ事情ヲ知リテ之ヲ為シタル場合ハ其ノ責任ヲ免ルル能ハス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四親族ニ干スル事項

一隠居ニ類スルモノナキヤ

傳家ノ實例

傳家トハ戸主ト其ノ子ト係及家政上及ヒ人事項詳細

答傳家制度ハ隠居ニ類似セルカ如キ處アルモ戸主ノ交迭ヲ行フモノアラス其他要點ヲ異ニセサルモノ多キヲ以テ之ヲ隠居ト同一視スヘキモノニアラス其他之ニ該當スルモノナシ

傳家トハ戸主ノ疾病老衰若クハ其他ノ都合ニ由テ戸主ノ自由ニ依リ成長シタル相續人ニ家事ヲ委スルコトヲ云フ従テ傳家ヲ為スニハ年齢ニ制限セラレタル事ナク又之ヲ官廳ニ届出スルノ要モナク全ク戸主ノ意思ニ依リテ成立ス故ニ家業ヲ通曉セシムル目的ヲ以テ相續人ノ幼少ナル時ヨ

ワノ家政ノ一部ニ參与セシムルカ如キハ所謂傳家ト云フヘキモノ
ニアラス傳家ノ限ニハ戸主ヨリ相續人ニ對シ倉庫又ハ金
匱ナル家財古記等ヲ格納シタル鍵ヲ讓渡シ傳家ノ申
渡シアル事ヲ普通ノ場合トス
傳家トハ唯相續者ヲシテ其ノ家政ノ局ニ當ラシムルモノ
ニシテ之カ為メニ戸主ノ權ヲ左右スルモノニアラス又傳家後ニ於
テモ家事ノ大小ニ拘ハラス悉ク受傳家者獨斷ニ出ツル
アラス例ヘハ家族ノ婚姻ニ關スル事項祖先ノ墳墓ニ關
スル事項其他重大ナル家事ニ就テハ戸主ノ指揮ヲ受ケ
又ハ其承諾ヲ得テ處理スルコトヲ普通トス
一 要スルニ傳家ナルモノハ一家ノ内部組織ヲ變更スルニ過キ
ス其主宰者ハ依然トシテ戸主ナルヲ疑ハサルモノナリ

二妾ヲ妻ト爲スコトヲ得サルヘキモノナリヤ否ヤ

若シアリトセハ其實例能ク慣習ト認ムヘキ程度ニ進ミタリヤ否ヤ

答妾モ夫ニ對スル一種ノ義務ヲ負担シ其實妻ニ擬スル點ナクモ從來ノ因習上妾ヲ以テ妻トスル事絶トナシ但シ舊民籍法施行前ニ於テハ右妻左妻ナル用語ヲ以テ實際之ヲ指稱シタルモノモ勘カラス右妻ハ本妻ヲ指シ左妻ハ妾ニ類シタルモノナルカ其當時ニ於テハ社會ニ於テモ之ヲ認メタルカ如シ蓋シ本家相續ヲ謀ルカ爲メナラスヤト認ム

三宗中財産ハ其ノ所有名義人一人ノミニシテ處分シ得ルヤ否ヤ

答所有名義人一人ノミニシテ處分スル事ヲ許サス必ス宗會ノ決議ニ依ルヲ正當トシ若シ一人単獨ニ處分シタル時ハ之モ

效卜課止

大正十二年八月二十七日慶尚北道金泉郡舊慣調査記

郡屬洪在祺

應問人前察訪裵商烈

學校評議員李相寅

調査事項

一 小作制度ニ関スル事項

一 小作設定ノ方法

(イ) 問云々

答 小作人ト地主トノ間ニ契約ヲ締結スルコトアリ

(ロ) 問云々

答 舊慣ハ口頭契約モアルニ牌旨（本文寫本添付ス）ヲ以テスルコトモアリ

今ハ新契約式ノ印刷（本文寫添付ス）モノアリ

(ハ) 問云々

答 契約ノ内容ト期間ハ契約書ニ記載シテ居ル諸トモ旧慣ニハ期限ヲ定メルコトナシ

(ニ) 問云々

答 新旧慣習ニ契約解除スルコトハ地主単独ニ為シ得ザルモノトス但近日ノ新式契約ハ小作人ノ過失常習ナキモノニハ期間ノ内契約解除スルコトハ能ハサルモノトス

(ホ) 問云々

答 小作人死亡シタル後其子供ニ弟等ニ小作権相続サセルコト多シ

二 問云々

答 本郡ニハ定額、并作、執額三種アリテ小作ノ割合ハ左記ノ如

シ　最高　平等　最低

当
賭租　十斗ニ對シ七斗　十斗ニ五斗　十斗ニ三斗
并作　十斗ニ五斗
執賭　執賭ハ毎年タ刈ヲ調査シテ斂数ヲ定ムルモノニ
シテ大槩賭租ト同シカラサルモノナリ

本郡ハ賭租ヲ定賭ト云フ

田
四　田ハ大槩定賭ニシテ最高ハ十斗ニ五斗平等ハ
十斗ニ四斗最低ハ十斗ニ三斗トス但田ノ肥瘠
ニ因リ少差異アルモノナリ

二毛作ハ本郡ニモアル雖トモ取ハ麦ハ全部小作人ノ取
得スルモノナリ

三　同云々

答 租税ハ官賭、并作、執賭皆小作人ノ負擔トス水税ハ本郡ニ
ハ普同洑ノミアル為メ水税ト云フモノハ本ヨリナカリキ

四問云々

答 種子及肥料ハ小作人皆負担スルコト例ナリ

五問云々

答 葦ハ并作ニテ地主ト小作人半分ニ官賭執賭ニハ小作人
全部取ル例ナリ

六問云々

答 小作料ハ地主ノ指定處ニ支拂フ距トモ三里以外ニハ
小作人ニ責任ナカルモナリ

七問云々

答 舍音アル時ハ地主ヨリ小作料ヲ輕ク定メテ小作地貸付

スルコトモアリ又籾百斛以上ヲ収ル地主ハ舍音ニ毎年十斛或
十五斛ヲ以テ報酬スルコトモアリ小作人ハ舍音ニ對シ毎
斗落ニ一斗ヲ以テ出シ又毎斛ニ一斗ヲ以テ出スコトモアリ但
之レハ地主舍音ニ對シ何等ノ報酬ナカリシ處ヨリ此ノ慣例
アリ

八　問云々

答　内地人地主朝鮮人小作人ハ本郡ハ僅ニ高瀬農場ノミアリ
テ定賭執賭ハ朝鮮人地主朝鮮人小作人ノ間ト同シクシテモ
但租税ハ地主之ヲ負担シ内地人地主内地人小作人ノ間ノコ
トハ知ルコトヲ得ス

九　問云々

答　其他ノ小作ニ関スルコトハ本郡ハ定賭十分ノ二分位アリ并作

百分ノ一分位アルナラバ即チ全部執結ノ慣習ニシテ小作料ハ普
通半分ニシテモ税金小作人負担ニナル為メ小作人ノ怨ムコト多
シ又地主カ小作人ニ對シ一年ノ内或建築、防川、打籾、打麦、
雑木伐木等ノコトニ無料ニテ使用スルコト十回位アル為メ
小作人薄ク利シテ減リテ苦ムコト多シ

二、耕播耘穫에失時及灌漑導에失宜하거나堤坊을不修하야土地原狀을變更할時

三、小作地에適宜흔種子改良을注意치아니할事

四、農作에惰怠하야小作地荒廢又는荒廢흔憂慮가有할時

五、地主의形便에依하야本小作地返還홈이必要할時

第八條 前條一乃八의境遇에地主의損害를生할時는小作人及連帶人이其損害를賠償할事

第九條 小作期限은三個年으로하고但農業에優等된者는此限에不在할事

第十條 小作料量器는現行法定大斗로使用하고斗量時에慣例를依하야斗面을平側하나鐵板은勿露케할事

第十一條 本証書諸條에對흔訴訟은地主의所在地를管轄하는裁判所로定하고法定訴訟費用과辯護士費謝金

並負擔홈

第十二條 水旱大無年에는實地調査하야地主가任意減定할事

大正　年　月　日

郡　面　洞　番　小作人

郡　面　洞　番　連帶人

郡　面　洞　番　連帶人

地主　殿

白樂煥 殿

新音洞金光玉所耕池下番畓支耕三斗落 [illegible]殿

移作着手耕作及附準貼之地爲要

大正九年二月二十日

地主 金昌植

土地小作證書

所在地名	字番號	地目	結數	負束	斗落面積	小作料斗數	前作人	摘要
郡 面 里 洞								
郡 面 里 洞								
郡 面 里 洞								
郡 面 里 洞								

第一條 右土地에對ᄒᆞ야小作人은左記條約을[illegible]ᄒᆞᆷ

第二條 小作料ᄂᆞᆫ[illegible]에依ᄒᆞ야一年니나又ᄂᆞᆫ[illegible]ᄒᆞᆷ을不得ᄒᆞᆷ

第三條 小作料ᄂᆞᆫ地主의指定ᄒᆞᆫ期日에指定ᄒᆞᆫ處所로納入ᄒᆞ야延滯ᄒᆞᆷ을不得ᄒᆞᆷ

第四條 穀品은精選納入ᄒᆞ고小作ᄒᆞᆫ實地收穫物이非ᄒᆞᆷ을不得ᄒᆞᆷ

第五條 右小作地에係ᄒᆞᆫ公課金及其他維持費用은普通慣例로小作人이負擔ᄒᆞᆷ

第六條 小作料의不年으로[illegible]ᄒᆞᆷ

第七條 已上諸條에違反ᄒᆞ거나[illegible]ᄒᆞᆫ時ᄂᆞᆫ[illegible]小作權을解除ᄒᆞ며모든小作人은異議가無ᄒᆞᆷ

土地小作證書

所在地名	字番號	地目	結數	夜味	斗落數 面積	小作料斗數	前作人	摘要
郡 面 洞 員								
郡 面 洞 員								
郡 面 洞 員								
郡 面 洞 員								

第一條 右土地에對ᄒᆞ야小作人은左記條約을確實遵行ᄒᆞᆯ事

第二條 小作料는地主所定에依ᄒᆞ야一斗라도欠縮홈을不得할事

第三條 小作料는地主의指定ᄒᆞᆫ期日에指定ᄒᆞᆫ處所로納入ᄒᆞ야延滯홈을不得할事

第四條 穀品은精選納入ᄒᆞ고小作ᄒᆞᆫ實地收穫物幼弄홈을不得할事

第五條 右小作地에係ᄒᆞᆫ公課金及其他雜費用은普通慣例로小作人總히負擔할事

第六條 小作料의石子는堅厚完實캐ᄒᆞ되每一立에十斗式優入캐할事

第七條 已上諸條에違反하거나左와如ᄒᆞᆫ境遇에는地主는何時던지小作權을解除하여도小作人은異議가無

二、入會權ニ關スル事項

一、問云々

答　入會慣行ハ國有山林及國有山林ニハ一定ノ區域アリテ區域ノ内ニ住民ハ之ヲ採薪、採艸、牧畜スルコトアリ原野ハ國有ナラバ貸付受ケル人ノ之ヲ處分シ國有ハ國有山林ト同ジクスルモノナリ一個人所有地ニハ入會慣行ノコトナシ

二、問云々

答　入會ノ種類ハ地役ノ性質ト共有ノ性質アリ地役ノ性質ハ國有地及寺剎所有地ニ於テ共同収益スルモノトス共有ノ性質ハ即チ部落共有地ニテ共同収益スルコトナリ

三、問云々

答　國有山野及國有並ニ寺剎所有山野ニ一定シタル區域ノ

附近住民ノミ入會シ其外ノ人ハ一草一木ヲ犯スコトナシ

四問云々

答 所在部落ニ非サル部落ノ住民カ他部落ノ山野ニ於テ入會稼ヲ取得スルコトハ本ヨリナシ

五問云々

答 入會者ノ入會地ニ於テ行使スヘキ権利ノ範囲ハ其ノ山野ニ生産シタル樹木ヲ採取スルコトハ得ス其ノ副産物タル柴草及落葉ヲ採取スルコトノミナリ

六問云々

答 各洞カ入會シテモ其ノ権利行使ノ方法ハ一定ノ区域ヲ劃定シ何ノ区域ハ何ノ洞ニ属スルト定メナキモノニテモ最近洞民ニシテ最近ノ山野ニ採集スルコトハ事實上多キ場合タルコトナリ由

期日ノ先後ト換取ノ多寡ハ一定シナカラサルモノナリ

七問云々

答入会地ニ居住スルモノハ入会山野ニ収益スルコトヲ得

八問云々

答入会権ト云フモノハ部落ニ属スルモノニシテ各個人ニハ属セサルコトハ其ノ部落ヲ去ル時直ニ入会権ハ消滅スル為メナリシナラハ一個人トシテ其ノ持分ノ分割ヲ請求スルカ之ヲ譲渡シ又担保ニ供スルコトハ得ス

九問云々

答入会地ニ入住スルト当然其ノ利益ヲ享受シ其地ヲ去リタル場合ニハ其ノ権利ヲ喪失スルモノトス

十問云々

答　入會者ノ権利ハ古今異ナルコトナシ但固有山林ヲ以テ入會地ニナルモノガ一個人ニ貸付シテアルト入会者達ガ貸付者ニ對シ一人前ニ一年ノ内一圓カ二圓ノ代価ヲ支拂シテ下草及落葉ヲ採取スルコトアリ

十一問云々

答　入会ニ關スル記録ハナシ但洞者ノモノ紛争シタル書類ハアルモノナシ

三 保証ニ干スル事項

一 問云々

答 技術者ガ技術担保ニ干スル債務ノ保証ト賃借人ガ其ノ賃借物引渡スヘキ債務ニ保証スルコトハナシ 但官公署公金取扱ニ関スル身元保証ノコトハ即チ右ノ場合ニ於テ第三者トシテノ保証スルコトナルモ同時ニ従テ生スル債務ノ保証ニ非スシテ債務者ノ不履行ニ因リ生スル損害賠償債務ヲ保証シタルモノト視ルヘキモノニ保証スルコトハ絶對的ナカラモノナリ

二 問云々

答 将来発生スヘキ債務ニ保証スルコトハナシ

三 問云々

答 保証人ハ自ラ債務者ノ同意ヲ要スルモノニシテ債権者ハ但

タ保証人ノ相当ナル程度ヲ要シ人ヲ要スルコトナシ債務者ノ意思ヲ反シテ保証スルコトハナカラモノナリ

四問云々

答 保証債務ノ範囲ハ債務ノ元利金並ニ違約金損害賠償其他総テ其ノ債務ニ従タル一切ノ債務ニ保証人カ一切負担スルコトハ本ノ契約スル時約ニ定メタルコトニ依リテ履行スルモノナリ

五問云々

答 保証人ハ弁償能力アルモノト返済資力アルモノヲ要シ又保証人ハ債務者ト連接地ニ居住スルモノヲ要スルコトナリ若シ保証人カ返済資力モナクナルシ住所モ遠方ニ移住シタル時債権者ハ債務者ニ対シテ保証人ノ変更ヲ請求スルコトハアル能

トモ債務者ハ履行スルヲ辞シ又ハ反抗スル時ハ債権者ヨリ
強行スルコトヲ得ルモノナリ
債権者カ保証人ヲ指定スルコトハナシ

六 問云々

答 債務カ當然取消ニナル時分ニハ勿論保証債務モ消滅スルモノナリ保証人カ債務ノ取消スヘキモノト認定シテ故意ニ保証人ニナルモノハ既ニ債権者ニ對シ損害サセルコトアル為メ何ノ責任ガアルト思フ雖トモ何ノ實例ハナシ

七 問云々

答 保証シタル債務ノ原因タル行為ニ不法アリシニモ無效トナリタトキハ保証債務モ又無效トナリ右ノ場合ニ於テ其ノ事情ヲ知リテ之ヲ為シタル場合ニハ保証人ニ責任ア

ハモノトス

四 親族ニ關スル事項

一 問 云々

答 舊慣トシテ今ノ隠居ト類似シタルコトハ傳家ト云フモノアリ傳家ハ但家庭ノ産業ニ對シ長男ヲシテ代理スルコトノミニシテ田地家屋券ニ名義ヲ變更スルコトカナシ又ヲ變更スルコト并ニナカルモノナリ

二 問 云々

答 妾トシテ妻ニナル慣習ナシ

三 問 云々

答 宗中財産ハ一人カ宗中代表シテ一人ノ名義ニナルモ、ソノ際トモ財産ノ處分スルコトハ一人トシテ處分スルコト得ズ若シ止ムヲ得ス使フコトアル時ニハ門會ヲ開キテ半数以上ノ

同告ヲ以テ同告之ヲ處分スルモノトス

大正十二年八月二十九日忠清南道大田郡舊慣調査記

郡屬　李根湜

應問人　仝　尹達鏞

外南面長　任息淳

調査事項

一　小作制度ニ關スル事項

一　小作設定ノ方法

(イ)　問　云々

答　地主ト小作人トノ間ニ契約ヲ締結スルコトアリ

(ロ)　問　云々

答　二十年以前ニハ口頭契約ト牌旨(李文勝寫ニ多ノ以添付ス)ト云フモノアリ

近頃ハ內地人興業會社ト小作人トノ間契約書(李文光追遊處)ヲ以テ印

行ヒタルモノアリテ朝鮮人モ之ヲ標準トシテ行フコトアリ

(ハ) 問云々

答 契約ノ内容ハ書面ニ記載シ期限ハ慣習ニ依リ定メズ今頃ハ
三ヶ年或五年トス

(ニ) 問云々

答 地主ハ随意ニ契約ヲ解除スルコトヲ得ル但新契約ニ三年
或五年ノ期限定メタルモノハ何ノ過失ナキニ期限ノ内契約
解除スルコトヲ得ス

(ホ) 問云々

答 小作人死亡シタル後農事ニ勤メル子ガアル時ハ相続
サセルコト多シ

二 問云々

答本郡ハ全部執賭ノ慣習ニシテ田ト埜ハ全部定賭ニナル并作ト云フモノハ本郡ヨリナシ小作料ノ割合ハ左ノ如シ

	品高	平等	品低
執賭	半分	八割五分	七割
定賭	仝	仝	仝
并作	ナシ		

二毛作ト云フモノハ本郡ニ多クアルモノニシテ之カ為メ執賭ニ増収スル事ナシ而ル事ハ全部小作人ノ取得モノナリ

三問云々

答租税ハ勿論小作人負担ニシテ戸税ハ本郡ニハ本年ヨリノ十中ヲモノニシテ近頃新シク出来タル添税ハ地主之ヲ負担スルモノトス

四問云々

答 種子及肥料ハ全部小作人ノ負担スルモノトス

五問云々

答 藁ハ小作人全部取得スルモノトス

六問云々

答 小作料ノ支拂ハ凡テ地主ノ住所或ハ地主ノ指定スル所ニ支拂フコトヽシテモ一里ノ外ハ小作人ニ責任ナシ

七問云々

答 舎音ノ報酬ハ地主小作人両方ニテ負担スルモノニシテ地主ハ百斛ニ三斛小作人ハ一斛ニ一升ヲ負担スルモノトス

八問云々

答 内地人地主ト朝鮮人小作人ノ間ハ今頃事例ニヨリ契約

書通リニスルモノニシテ内地人地主内地人小作人ノ間ニ知
ラナカラリ

九　問云々

答　其他小作人ニ関スル事項ハ右ニ述ヘルモノ皆慣行ニ依ル
モノニシテ近頃ハ地主自由権ヲ伸張シテ通常以外ノ諸租
ヲ取ルコト往々アルモノナリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大正　年　月　日

[illegible]

二入會権ニ関スル事項

一問云々

答 本郡山林原野ハ民有多ク國有ハ少ナシ李王職所有照峰ト云フモノハアリ山野ニ入ルト云フ慣行ト類スルモノハ洞有山林ノ附近住民カ松契ト云フノ者集合シテ松林ハ共同シテ長養シ採薪採草ヲモ共同シテ為スモノナリ一個人ノ所有ヲ以テ入會スルコトハナシ

二問云々

答 入會ノ種類ハ地役ノ性質ヲ有スルモノ（李王職所有照峰山ニ附近ノ住民カ共同シテ採草ス）ト共有ノ性質ヲ有スルモノノ外ハナキカ如シ

三問云々

答 洞有山林一定ノ地域ニ居住スル外他ノ洞民其ノ地域ニ移

住スルト其ノ村契ニ入會シタルカ爲入會權アルモノニシテ代価ヲ支拂フコトハナシ

四問ニ云ク

答 他洞ノ民カ洞有山林アル一定ノ地域ニ移住シテ入會權ヲ取得スル原因ハ何ノ契約書モナシ但村契帳簿ニ記名スルコトノミナリ

五問ニ云ク

答 入會權アルモノノ行使スヘキ權利ノ範圍ハ主産物タル樹木ヲ採伐スルコトハ得ス但其ノ副産物タル柴草及落葉ヲ採取スルコトニアリ或洞民共同シテ使用スヘキ財政アルトキハ共同議決ノ上樹木採伐スルコトヲ得

六問ニ云ク

答　数洞住民入會スル場合ニ行使スル権利ハ全地域ニ全住民平均ニ収益スルモノニシテ何ノ区域ヲ定メルコトカ各々期ヲ定メテ収益スルモノハナカルヘシ

七　問云々

答　入會地ニ住スルモノニシテ其ノ契約ニ入ラサルトキハ入會権ハ取得スルヲ得ス

八　問云々

答　入會権ハ其ノ洞ニ属スルモノニシテ洞民全體ニ於テ総有スルモノナレトモ其レカ為メ個人トシテ其ノ持分ヲ請求スルカ之ヲ譲渡シ又担保ニ供スルコトハ得ス

九　問云々

答　入會地ニ入住スルモノハ契約ニ入ル時ヨリ其ノ利益ヲ享ク是

ニ其ノ洞ヲ去リタル場合ハ直ニ入会権消滅スルモノトス

十　問云々

答　本郡ハ国有山野ナキ為メ此ノ問題ハ述ヘルノ要ナシ

十一　問云々

答　入会慣行ニ係ル記録ハナシ但松契ノ帳簿ト云フモノハ民間ニアルモノト思フ雖トモ今取得スルコト能ハス

三、保証ニ干スル事項

一問云々

答　技術者カ負担セル技術担保ニ干スル債務ニ付保証スルコト
ナシ賃借人カ其ノ賃借物ヲ引渡ストキ債務ヲ保証スル
コトハアリ身元保証ト云フハ以前ニハ勘カラサリシニ今ハ
往々アルカ如シ

右ノ場合ニ於テ第三者カ之ヲ保証スルコトヲ得ル以上ハ其ノ保
証ハ主タル債務ノ保証ノミナラス債務者ノ不履行ニ因リ
生スル損害賠償モ負担スルコトアリ

二問云々

答　将来発生スヘキ債務ニモ保証スルコトアリ保証ノ方法ハ一定
ノ期間ノ内ニ生セル債務ニ対シ保証ヲ為シ或期間ヲ定メ

マスシテ保証ヲ為スコトモアルモノナリ

保証人カ何等ノ条件ヲモ付セスシテ将来ノ債務ヲ保証シテモ無限ナル責任ヲ負フコトハナシ

三問云々

答保証人ハ債務者ト同意シテ契約スルモノニシテ保証人カ債務者ノ意思ニ反シテ保証スルコトハナシ

四問云々

答保証人ニ負担サセン債務ハ主タル債務ノ元本及利息ト或ハ右ノ外違約金損害賠償其他総テ其ノ債務ニ従タル債務ヲモ並ニ負担スルコトアリ

五問云々

答保証人ノ資格ハ勿論能力アルモノト資力アルモノヲ要シ又

保証人ノ住所ハ債務者ノ附近ノ地ニ居住スルモノヲ要スル
モノナリ
保証人カ住所ヲ変更スルカ資力ナキ時ニ債権者ヨリ
債務者ニ対シ保証人ヲ変更スルコトヲ請求スルト債務者
ハ之ヲ拒ムル時モアリ事情ニヨリテ変更スルコトモアリ債権者
カ保証人ヲ指定スルコトモ得

六問二

答　取消シ得ヘキ債務ヲ保証シタル場合ニ於テ其ノ債務カ取
消サルヽモ保証債務ハ当然消滅スルモノナリ
右ノ場合ニ於テ保証人カ保証契約ヲ為ス場合其ノ取消ノ原
因アルヲ知リテ之ヲ為シタル場合ニハ債権者ニ対シテ責任ヲ負ハセ
シムルコトアルモノナリ

七問云々

答保証人カ保証シタル債務ノ原因カ不法行為ニナリテ無效ニナリタルトキハ保証債務モ亦無效トナル雖トモ債権者ヨリ保証人ニ對シ法律行為ヲ為スコトアリ

四　親族ニ干スル事項

一　問云々

答　隠居ト類スルモノハ旧慣ニ傳家ト云フコトアリ傳家ト云フハ戸主ニシテ老衰ニ趨ルト全家ノ産業ノ處理スルコトヲ長男ニ委任スルコトノミナリ其ニシテ戸主ノ名義カ家屋田地証券上名義カ変更スルモノナシ又長男ニシテ傳家ヲ受ケテモ家中ノ重大ナル事業ニハ自斷スルコト能ハス

二　問云々

答　妾ヲ以テ妻ト云フ慣習ナシ

三　問云々

答　家中財産ハ戸主ノモノニシテ一人トシテ變賣スルコトヲ得ス若

ニ必要ナル使用スル時ニ門会ヲ開キテ半数以上議決シタル
後門長ノ命令ヲ以テ使フモノトス

大正十二年八月三十一日忠清北道清州郡舊慣調査記

郡屬 申永雨

應問人 仝 韓基會

四州面長 韓性敎

調査事項

(三) 小作制度ニ關スル事項

一 小作設定ノ方法

(イ) 問云々

答 地主ト小作人トノ間ニ契約ヲ締結スルヲ普通トス

(ロ) 問云々

答 小作契約ノ方法ハ口頭契約ニ依ルモノモアルモ書面ヲ以テスルモノ多シ書面ハ一定シタル形式ナキモ二三ノ例ヲ擧ゲレバ

別紙ノ通リ

(ハ) 問云々

答 契約ノ内容ハ普通ニ條件ヲ主ナル事項トス

一 小作料納付期間ヲ遅延セザルコト

二 公課金納付ヲ怠ラザルコト

一 小作期間ハ最長十年最短一年普通三年ナリ

(ニ) 問云々

答 契約ハ地主自由ニ解除シ得ルモノ多シ然シ小作人ニ於テ何等ノ過失ナキトキハ小作人ニ於テ小作権ノ異動ヲ反抗スルトモ地主ニ於テ任意ノ解約ハ出来ズ地主ニ於テ多少シ志ヲ制止セラレルコトアリ

(ホ) 問云々

答　小作契約ハ相續者アル場合ハ相續者ニ繼續セシムルコトアルモ地主ノ任意ナリ

一　問　云々

答　小作料ハ生産高ニ對スル歩合ハ左ノ如シ

	種目	最高	最低	普通
畓	賭租	六割	三割	五割
	打作（并作）	五割	五割	五割
	執賭	賭租ト同ジ		
田	賭租	六割	三割	五割
	打作	〃	〃	〃
	穀賭	〃	〃	〃

二毛作ハ同作収穫物ニ對シテハ地主ハ何等關係ナシ

三問云々

答　地税及諸公課ハ賭租ノ場合ハ小作人ノ負担　折作ノ場合ハ地主ノ負担トス

水税ハ水利組合費ヲ含ムハ普通ハ小作人ノ負担ナレモ又地主小作人ノ折半ノ負担モアリ

四問云々

答　種子ハ賭租ノ場合ハ小作人ノ負担　折作ノ場合ハ地主ノ負担トス

肥料ハ何レノ場合モ全部小作人ノ負担トス

五問云々

答　藁ハ賭租ニハ小作人全部取得シ　折作ニハ地主ト作人折半取得トス

六問云々

答 小作料ノ支拂ハ地主宅或ハ指定地（里程三里）迄ハ小作人ノ負担トス但三里以上ト雖トモ遠隔地ハ可成丈限リ多クハ小作人ノ負担ニ属ス地主ヨリ遠隔地ト見ルトキ特ニ其ノ運搬費ハ地主小作人間ニ於テ協定シ何部分ハ小作人幾部分ハ地主ノ負担トス云フ

七問云々

答 本會ニテハ協定ニハ小作料百分ノ五ノ報酬アルヲ常例トス即チ小作人ヨリ徴收スルナリ小作料徴收ノ際一石ニ付五升ヲ小作人ヨリ徴收スルモノトス外ニ地主ヨリモ本會ニ對シ百石ニ付五石内外ノ監督的報酬アルモノアルモ大ニ之アルハ極メテ稀ナリ

八、同上ニ付
答 内地人地主ニシテ朝鮮人小作人ハ本邦ノ従来ノ慣習ト異リ
其ノ方法無シ
九、同上ニ付
答 其他小作ニ関スル事項ナシ

何処迄、

委任状　（例ノ三）

一、何市何町何字何番地田（畑）

前記土地ノ小作料何石（斗）ニテ委任ス

年　月　日

住所

地主　何某　㊞

何某殿

譲渡案　（例四）

何郡何町　何某　小作者（甲）　何某ヲ書面ニ小作権ヲ

[illegible]右者ニ小作セシコト

年　月　日

[illegible]売ノ場合[illegible]勘定ス

記

一、小作料ハ精籾米二石一斗（一斗増米二斗）地主ノ指定場所

ニ毎年十月中日限迄ニ未進ナク納入スルコト

但シ天災地変ニ依リテ収穫皆無又ハ半減ノ時ハ協議ニ定ムベシ

一、地租其他公課ハ全部地主ノ負担トス

一、本小作地ハ民法第一第二編ノ借地ニ基キ定メヲ下サリ十分据

ノ契約ハ地主ニ任意ニスルコト

年　月　日

地主　何野某 ㊞

小作人　何某 ㊞

小作証（例ノ一）

請地何郡何百何番地畑（田）何反五斗何升ノ小作料ヲ毎年支払フ

任スルノ外ヲ貴家ニ耕作スルコト

年　月　日

何郡何村　何某

地主　氏名（印）

小作証（例ノ二）

何郡何百何番地

畑（田）三之畝

何斗代

ノ五斗宛ヲ限リ貴家ニ納メシ耕作ノ条件ニ[illegible]

二、入會權ニ關スル事項

一、問云々

答 從來入會慣行ハ一個人ノ所有地ニ行ハルル事ナク普通國有又ハ部落有ニ於テ行ハレリ

二、問云々

答 一部落ノ共有山ニ於テ其ノ部落ノ住民カ共同收益スルコト常例トス國有地ニテ那経ノ性質アルノ年以来共同收益スルモノナリ

三、問云々

答 他部落ノ住民ト雖トモ從來ノ慣行ニ依リ其ノ所有部落住民ト共ニ入會スル慣行アリ此ノ場合ト雖トモ代価ヲ支拂フコトナク平生保護管理ノ義務ノミ負フモノ

ト云

四問云々

答部分者又ハ國有林野ノ何レヲ問ハス永年慣行ニ依リ自然ニ認メラレタルモノニシテ契約ニ依リ取得セルモノニ非ラズ

五問云々

答部分者ノトキハ副産物タル採薪採草ハ勿論主産物タル樹木モ亦取採スルコトヲ得ルモノトス國有ノトキハ官ノ許サレタル範圍内ニ於テ副産物ノミハ採取スルコトヲ得ルモノ

ト云

六問云々

答區域ヲ定メ一定ノ期間ニ於テ同時ニ採取スルヲ普通トス但シ場合ニ依リ區域ヲ定メサルコトアリ

七問云々

答 入会地ニ住スル者ハ何人ト雖トモ収益スルモノトス

八問云々

答 入会権ハ部落ニ属スルモノトス

九問云々

答 部落ニ入住シタル者ハ当然其ノ利益ヲ取得シ何等代価ヲ支払フコトナシ其ノ部落ヲ去リタルトキハ其ノ利益ヲ失フモノトス

十問云々

答 入会権アル国有林野ヲ一個人ニ貸付セラレタル時ハ被許可人ノ認容ナクシテ副産物ヲ採取スルコト得ザル状態ナリシカ之カ採取ノ為メ協会ニ於テ程途迄ノ金銭又ハ報酬ヲ納メ

代物(是迄一般ニ行ハレタルモノトシテ採取セシ柴草ヲ三分ノ二ハ採取者ニ謝テ三分ノ一ハ被許可者ニ於テ取得スル慣行アリ)ヲ給付スルモノナリ

十一同上

是特ニ記載スヘキ記録ナシ

三保証ニ干スル事項

一問 云々

答 本人ニ非サレハ履行スルコトヲ得サル債務ヲ保証スルコトハナシ但当郡ニ於テ雇傭ヲ雇入スルニ対スル習慣アリ

雇人ヲ推薦スルモノカ一定ノ期間内（例ヘハ一個年）ノ雇金及身元ニ対スル信用ヲ保証スル習慣アリ

二問 云々

答 将来発生スヘキ債務ニ保証スルコトナシ

三問 云々

答 保証契約ハ債務者ト保証人トノ同意ニシテ成立スルモノニシテ債権者ハ但保証人ノ程度ノミ調ヘテ資力アルト保証ヲ許スナリ

四　問云々

答　保証債務ノ範囲ハ主タル債務ノ元本及利息ハ勿論保証人カ之ヲ負担スルモ其外違約金損害賠償其他総テ其ノ債務ニ従タル債務ハ特別ニ契約シナケレハ負担セサルモノナリ

五　問云々

答　保証人ノ資格ハ無能力者（限定無能力者モ含ム）ハ絶對ニ保証人タルヲ認メズ例ヘバ二十五歳未満男子ニシテ財産相續セザリシモノハ絶對ニ保証人タルヲ得ズ保証人ニ於テ返濟資力充分ナルモ債権者ト同一ノ地方ニ居所ヲ有セザルモノハ保証セシムルコトヲ好マズ同一地方ニ於テ保証シタルモノ他ノ區域ニ移轉ノ場合ニハ債権者ニ於テ保証人ノ変更

更ヲ請求スル事例アルモ之ヲ変更シタル実例ハナシ債権者カ保証人ヲ指定スルコトハナカリシ

六問云々

答取消シ得ヘキ債務ヲ保証シタル場合ニ於テ其債務カ取消サレタルトキハ保証債務モ之ニ因リ当然消滅スルモノニシテ若シ保証人カ取消ノ原因ヲ知リテ之ヲ為シタル場合ニハ債権者ヨリ保証人ニ対シ何ノ責任サセルコトアルモノナリ

七問云々

答不法行為ニ依リ発生セル債務カ無効ニナルトキハ保証債務モ当然無効ニナルモ保証人カ不法行為ノ事情ヲ知リテ之ヲ為シタル場合ニハ債権者ヨリ保証人ニ対シテ法律行為ヲスルモノナリ

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

四 親族ニ関スル事項

一 問云々

答 現今ノ隠居ト類似シタルモノハ以前ノ傳家ト云ヘル慣習アリ傳家ト云フハ戸主ニシテ年齢老衰ニナルカ又ハ疾病アルトキ長成シタル相續人アルト家庭ノ生産作業ノアトヲ委任スルコトノミナリ何ノ戸主ノ名義カ土地家屋文券ノ名義ヲ変更スルモノナシ且傳家ヲ受ケル人ニテモ家ニ庭間重大ナルコトハ一々質問シテ行ハルモノナリ

二 問云々

答 妾ヲ以テ妻トナルコトハナシ

三 問云々

答 家中財産ハ一人ヲ以テ家中代表シテ一人名義ノモノニナ

以テモ之ヲ受合スルコトハ勿論一人トシテ能ハサルモノナリ若シ宗
中ヨリ不要ナル使用スルトキハ宗会ヲ開ケテ衆議一致シテ
ニ時門長ノ命ヲ以テ使用スルコトカエ言開トス

大正十二年九月二日忠清北道忠州郡舊慣調査記

辯護士李源國 忠州居住人

應問人道評議員洪夢華

郡屬延秉瓚

調査事項

一 小作制度ニ関スル事項

一 小作契約ノ方法

(イ) 問云々

答 地主ト小作人ノ間ニ契約スルコトアリ

(ロ) 問云々

答 地主ト小作人ノ間ニ口頭契約モアレ又通知書モアル雖トモ地主ノ意思通リニ書クテ一定ノ書式ナシ并合以後國

有地小作証ヲ原因トシテ民間ニモ標準（謄写ニヨリ本文ヲ添付ス）トシテ行フモノアリ

(ハ) 問云々

答 舊慣ハ口頭ヲ通知ノ間内容ハ但某地某字番幾斗落許耕シタルト云フコトニシテ期限ヲ定メルコトナシ并合ハ渡ツ從ヘ々三五年ヲ以テ定限タルコトアリ

(ニ) 問云々

答 契約解除ハ地主随意ニシテスルモノニシテ契約書施行シタル者ハ元定期間内ニテハ小作人ノ過失ナクシテ解除スルコトヲ得ズ

(ホ) 問云々

答 小作人死亡シタル後子ト共ニ弟勤作スルトキハ小作権ヲ相

貸サセルコトアリ

二問云々

答 本郡ハ三十年前ハ全部并作ノ習慣ニシテ小作料ヲ半分ニナリタルカ近頃数分賭租ニ變ルコトアリ賭租トナルノハ地主普通ニ取ルノカ五割ニナリテ若シ荒作ニナルトキハ年形ニ對照シテ減收スルコトアリ二毛作モ又殆ト全部小作人ノ取得スルモノトス

三問云々

答 并作ニハ地主租税ヲ負担シ賭租ニハ小作人ニテ負担シタリ

水税ハ本郡ニ存セサルモノナリ

四問云々

答 并作ニハ地主種子ヲ負担シ賭租ニハ小作人肥料ヲ負担スルモノニシテ

テ賭租ニ於テハ契約ニ依ルモノナリ小作人ノ負担

五問云々

答藁ハ種子ヲ地主負担スルトキハ藁ヲ半分ツヽ種子ヲ小作人負担スルトキハ藁ヲ全部小作人ノ取得スルモノトス

六問云々

答小作料ハ地主指定通リニ支払ヒシテモ一里以外ハ負担セザルモノニシテ今頃ハ地主ノ強制ニ因リテ二里マデ負担スルコトアリ

七問云々

答地主舎音ニ対シ舎料トシテ幾斗落ヲ許耕（私耕ト云フ）シ又毎年租幾斛乾斛スルコトモアリテモ一定スル規則ハナシ小作人舎音ニ対シテハ一定シテ一斛ニ対シ一升（俵小手）ツヽ支払フ

コト普通ナリ

八問云々

答内地人地主朝鮮人小作人ノ間ハ皆賭租ニシテ高村ト云フ地主ハ七割以上取ルコトアリ内地人地主内地人小作人ハ本郡ハナシ

九問云々

答本郡ハ小作人ノ苦況特ニ甚シクハ舎音カ一年ノ内一度カ二度無料ニ小作人使用スルコトアルシ又舎音カ地主ト并作ノ法ヲ以テ契約シテ舎音カ小作人ニ對シテハ賭租七分割ヲ取ルニ舎音カ租税ヲ地主ニ取リテ之ヲ更ニ小作人ニ取ルコト往々アルシ又舎音カ地主ニ小作料ヲ支拂フトキ一里カ二里ヘ小作人ノ力ヲ使ハスシテ代金ヲ取ルコトアリ

[illegible]

二、他耕作票

本人所有土地（管理土地）ニ係ル何郡何町村字
所在地番　面積　賃租（米何）ニテ貸
然ル特約セル條件ニ依リ耕作スヘシ
但シ本土地ニ對スル一般公課ハ貴殿ニ
於テ負擔スヘキ

大正　年　月　日

地主（管理人）　何某　印

殿

二入會權ニ關スル事項

一問云々

答本邦ハ國若又洞若山林ヲ以テ一定ノ區域ニ一定ノ住民ガ共同シテ採薪採草并牧スルコトアリ本邦ニ個人所有ヲ以テ入會スルコトナシ又原野モナカリキ

二問云々

答入會ニシテ種類ハ地役ノ性質ト共有ノ性質ト兩種アリテ一定ノ區域ニ居住スルモノノ入會權者スルモノトス

三問云々

答國若洞若山林ノ區域内住民ハ勿論入會權アリ雖トモ他ノ洞ヨリ移住シタルモノモ入會權アリ此洞ヨリ他洞ニ移住シタルモノハ移住ノ日ヨリ入會權ハ消滅スルモノナリ

四問云々

答 他洞ヨリ入會権アル洞ニ移住スルモノハ勿論右云権アルコトハ上ニ述ヘシ入會スルトキ何ノ契約書ト云フモノハナシ之ハ國有洞有並ニ同シクスルモノナリ

五問云々

答 入會者等カ入會地ニ於テ行使スヘキ権利ノ範囲ハ其ノ山林ニ於ケル主産物タル樹木ヲ採伐スルコトハ得ス但洞有ニシテ洞民共同シテ必要ナル使用スル財政アルトキハ洞民一同議決ノ上採伐スルコトモアリ又洞中火災アリテ洞ヨリ共同シテ結構スルトキモ採伐スルコトヲ得其ノ副産物タル果實草及落葉等ハ勿論共同採取スルモノトス

六問云々

答数洞住民カ入會スル協定権利行使ノ方法ハ山林ノ最近
洞ノ人便利ニヨリ区域ヲ定メタルハ事實ニシテ期日ヲ
定メテ採取スルコトハ往昔ニ緑肥ヲ採取スルトキ期日ヲ定
メタルコトアルニ其外ハ各自事情ニヨリテ定ルモノナリ

七問云々

答山林ノ区域以内居ル人ハ皆入会権アリテ山林ニ入リテ収益
致スルコトヲ得

八問云々

答入會権ハ洞ニ属スルモノニシテ洞民各個人ニハ関係ナシ其故
ニ各個人カ其ノ持分ノ分割ヲ請求スルカ讓渡又ハ担保ニ
供スルコトヲ得サルモノナリ

九問云々

答入會権アル洞ニ入住スルモノハ當然其ノ利益ヲ享受シ其ノ洞ヲ去リタル人ハ何等利益ヲ享受スルモノナシ

十問云々

答入會者ノ権利ハ現時ニモ変更シタルコトナシ國有山林ニシテ貸付ヲ受ケタル者ト入會者トノ干係ハ貸付許可書ノ中ニ条件ヲ付ケ（從來入會慣行アル地元住民ニ柴草採取ヲ認容シテモ植林上ニ差支ナキ限リ）ト書ヒテ居ル為メ未タ柴草ヲ採取シテモ貸付者無理行使ノコト等ナシ

十一問云々

答入會ノ實例ニ関スル記録ハナシ

三　保証ニ干スル事項

一　問云々

答　本人ニ非サレハ履行スルコト能ハサル債務ヲ保証スルコトアリ
右ノ場合ニ於テ第三者トシテ保証スルノハ主タル債務ノ保証
ニ非スシテ債務者ノ不履行ニ因リ生スル損害賠償債務
ヲ保証スルコトアリテモ契約本志ニ依リ履行スルモノナリ身元
保証ハ今頃ハ盛行シ以前ニモ類似スルコト多カルヘシ

二　問云々

答　将来発生スヘキ債務ニモ保証スルコトアリ其ノ方法ハ期間
ヲ定ムルコトモアリ期間ナキニスルコトモアリ其レニシテモ条件ヲ附
セスシテ無限大責任ヲ負担スルコトハナシ

三　問云々

答保証契約ハ債権者ハ保証人ノ資格ノミヲ要シ債務者ハ保
証人ヲ指定シテ同意ヲ得サルト契約成立スルコト得ヘシ

四問云々

答本問題ハ太際保証契約ニ由リテモ主タル債務ノ元本及利
息又其外違約金損害賠償ヲ保証スルモノアリ其他総テ
其ノ債務ニ従タル債務モ皆契約通リニスルモノトス

五問云々

答保証人ノ資格ハ弁論能力ト資力アル人ヲ要シ保証人ノ住
所ハ債務者ノ附近ニ居ル人ヲ要スルモノナリ若シ保証人ガ遠
方ニ転住スルカ資力ナクナルトキ債権者ヨリ債務者ニ対シ
保証人ヲ変更スルコトヲ要スルト債務者ハ債権者ノ頼ヲ通
リニスルモノナリ

六問云々

答 取消得ヘキ債務ヲ保証シテ債務取消スルトキハ勿論保証債務モ消滅シ保証人カ取消ノ原因ヲ知ル知ラスヲ問ハス同シク消滅スルモノナリ

七問云々

答 債務ノ発生原因カ不法行為ニテ之レ無效ニナル時保証債務モ亦無效ナリ然レトモ保証人カ不法行為ノ原因ヲ知リテ保証スルトキハ債権者ヲ保証人ニ對シ法律行為ヲスルコトアリ

四　親族ニ関スル事項

一　問云々

答　現今隠居ト類似スルコトハ舊慣トシテ伝家ト云フコトアリ伝家ト云フノハ戸主老衰ニ瀕スルカ或ハ廃疾アルトキ家産処理ノコトヲ長男ニ委任スルコトノミナラス戸主ノ名義ヲ変更シテ官庁ニ届出スルコトモナシ而シテ家政処理ノコトヲ委任サレタル長男ハ家政上重大ナルコトハ敢テ自断シテ行ハスシテ一々稟議シテ行ハルヽモノトス

二　問云々

答　妾トシテ妻ニ充テルコトハナシ

三　問云々

答　家中財産ハ所有名義ヲ家中代表トシテ一人ノ名義ニナ

ルコトハ即チ師トモ一人トシテ宗中財産ヲ處分スルコトハ得ス若シ宗中ヨリ公共的財用ヲ使フコトアルトキハ宗會ヲ開キテ衆論一致シ且洞内長ノ命令ヲ以テ使用スルノカ普通トス